

# 泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例

【問い合わせ】泉佐野市生活産業部環境衛生課

電話：072-463-1212 FAX：072-464-9314

Mail：kankyou@city.izumisano.lg.jp

## 【条例の目的】

土砂埋立て等に関する市、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者、土地の所有者及び土砂を運搬する者の責務を明らかにするとともに、土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。  
(条例第1条)

## 【規制の対象】

### 土砂とは

- ・ 建設工事などにより発生した土、砂、礫及びこれらが集まったものです。
- ・ 有価物か無価物かは問いません。
- ・ 産業廃棄物である汚泥やコンクリートガラは該当しません。
- ・ 改良土も対象となります。

### 土砂埋立て等とは

- ・ 土砂の埋立てや盛土など、土地へ土砂を堆積する行為です。一時的な保管も対象となります。

## ○ 対象



埋立



盛土



一時堆積  
(ストックヤード等)

## × 対象外



切土(\*)

\* 土地を削り取り、平坦にしたり、周囲より低く造成したりすること

## 【主な規制内容】

- ・ 500 m<sup>2</sup>以上、3,000 m<sup>2</sup>未満かつ高さ1 m以上である土砂埋立て等は市の許可が必要です。  
(3,000 m<sup>2</sup>以上の場合は、大阪府の許可が必要となります。)
- ・ 許可の申請前には、市との事前協議、土地所有者の同意及び住民説明会の開催が必要です。
- ・ 災害の防止と生活環境の保全のための措置が必要です。
- ・ 搬入する土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認・報告を行う必要があります。
- ・ 土地所有者の方は、埋立て等の施工状況を確認する必要があります。
- ・ 条例の規定に違反した場合、罰則（最高2年以下の懲役又は100万以下の罰金）が適用されることがあります。

## 1. 土砂埋立て等を行う方へ

### (1) 責務

- ・ 災害の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講じる責務があります。
- ・ 町会等と協定を締結するなど、周辺住民の理解が得られるよう努める必要があります。
- ・ 苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決にあたらなければなりません。

### (2) 埋立て等の許可

- ・ 埋立て等区域の面積が 500 m<sup>2</sup>以上 3,000 m<sup>2</sup>未満であり、かつ高さ 1 m 以上の場合は、市長の許可が必要です。(隣接している複数の行為は、一団の区域とみなします。)  
(3,000 m<sup>2</sup>以上は大阪府条例の対象です。)
- ・ 許可期間は 3 年以内です。(一時堆積は除きます。)
- ・ 許可を要しない場合もあります。{(6)(8) 参照}

### (3) 許可申請前の手続き等

- ・ 申請内容及び説明会の概要等について、市と事前に協議しなければなりません。
- ・ 土地所有者に同意を得なければなりません。(申請書に同意書を添付して下さい。)
- ・ 周辺地域の住民に対して説明会を開催しなければなりません。(申請書に議事録を添付して下さい。)

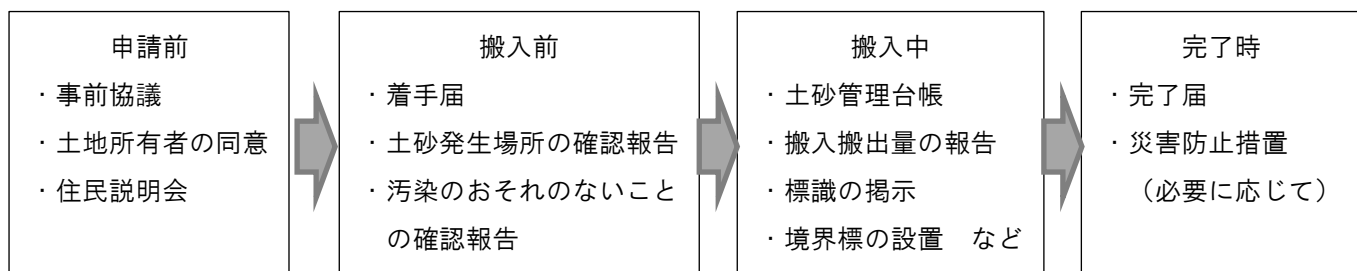
### (4) 許可基準

- ・ 欠格要件(本条例の命令・取消しを受け 3 年を経過していない、暴力団員やその関係者 など)に該当しないこと
- ・ 埋立て等を的確かつ継続して行うに足る資力を有しないことが明らかな者でないこと
- ・ 災害の発生を防止するため、形状及び構造上の基準(勾配、擁壁、排水施設 など)に適合していること(特定の法令の許可を受けている場合、適用除外されます。{(7) 参照}) など

### (5) 許可を受けた者の義務

許可を受けた者は、次の報告・届出等を行わなければなりません。

- ・ 許可を受けた内容を土地の所有者への通知
- ・ 搬入する土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認、市への報告(搬入前)
- ・ 搬入した土砂の量を記載した土砂管理台帳の作成、搬入した土砂の量の市への報告(半年毎)
- ・ 氏名又は名称その他を記載した標識の掲示、境界標の設置 など



(6) 許可を要しない場合

①当該事業区域内で採取された土砂のみを用いて行うもの

②国、地方公共団体、又は以下表の団体が行うもの

土地改良区	土地改良区連合	土地区画整理組合	地方住宅供給公社
市街地再開発組合	地方道路公社	日本下水道事業団	土地開発公社
住宅街区整備組合	独立行政法人	国立大学法人	大学共同利用機関法人
地方独立行政法人	西日本高速道路株式会社	阪神高速道路株式会社	新関西国際空港株式会社
関西国際空港土地保有株式会社			
その他、国又は地方公共団体がその資本金、基本金等を出資している法人で、土砂埋立て等について、国又は地方公共団体と同等に災害を防止し、及び生活環境を保全することができる者			

③他法令の許可等によるもの

採石法第33条又は砂利採取法第16条の認可
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は同法第15条第1項の許可
土壌汚染対策法第22条第1項の許可
建築基準法第6条第1項（同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の確認
港湾法第37条第1項（第2号を除く。）の許可
道路法第24条の承認（同条の道路に関する工事に係るものに限る。）又は同法第91条第1項の許可
土地区画整理法第4条第1項の認可又は同法第76条第1項の許可
都市公園法第5条第1項又は第6条第1項の許可
下水道法第16条（同法第25条の18及び第31条において準用する場合を含む。）の承認
河川法第20条の承認又は同法第24条、第26条第1項若しくは第27条第1項の許可
都市計画法第29条第1項又は第2項の許可
都市再開発法第7条の9第1項若しくは第50条の2第1項の認可又は同法第66条第1項の許可
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第7条第1項、第26条第1項若しくは第67条第1項の許可又は同法第33条第1項の認可
鉄道事業法第8条第1項又は同法第9条第1項の認可

④その他許可を要しないもの

コンクリート、ガラス等の製品を製造し、又は加工するための原材料としての土砂のみを用いて行うもの
運動場、駐車場等の施設の機能を維持するために行うもの
運動場、駐車場その他の場所において、催しを実施することを目的として行うもの（原状回復、事前の計画提出必要）
土砂を発生させる者が工事区域外に搬出した土砂を当該区域内に埋戻すことを目的とするもの（事前の計画提出必要）
指定管理者が公の施設の管理として行うもの
建築基準法第2条第1号に規定する建築物の敷地において、建築物を撤去した後跡地を埋戻すことを目的とするもの また、当該敷地において、建築物の新築、改築又は増築を竣工手として行うもので、高さが1m未満のもの（事前の計画提出必要）
建築基準法第6条第1項の確認を受けて行う建築の用に供する敷地の造成を目的として行うもので、建築面積を建蔽率で除した面積を超えないもの（事前の計画提出必要）
道路運送車両法第2条第1項に規定する道路運送車両の安全かつ円滑に走行し、及び駐車することができる土地の造成を目的とするもの等で、高さが1m未満のもの（事前の計画提出必要）
道路において、地下埋設管の新設、改装又は増築を目的として行うもの
土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例により指定された土地で行う汚物の除去等に係るもの
都市計画法施行令第21条各号に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為として行うもの
大阪府自然環境保全条例第33条の規定による緑化（同条例第34条第1項に規定する緑化計画書を届け出たものに限る。）又は同条例第38条の規定に基づき市町村の条例の規定による届け出をし、協議をし、その他必要な行為をして行う緑化を目的として行うものであって、高さが1m未満のもの
法令若しくは他の条例の規定又はこれらに基づく義務の履行として行うもの

(7) 形状及び構造上の基準を適用除外とする法令等

地すべり等防止法第 18 条第 1 項又は第 42 条第 1 項の許可
宅地造成等規則法第 8 条第 1 項の許可
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 7 条第 1 項の許可
大阪府砂防指定地管理条例第 4 条第 1 項の許可

(8) 経過措置

- ・令和 2 年 4 月 1 日時点で現に埋立て等を行っている場合には、6 ヶ月の経過措置があります。
- ・令和 2 年 4 月 1 日時点で特定の法令又は条例の規定による許認可等を受けている場合には、当該許認可に係る期間が満了する日までは経過措置があります。(最大 3 年)

## 2. 土砂を発生させる方（発注者、請負者）へ

(1) 責務等

- ・建設工事に伴う土砂の発生を抑制し、発生させた土砂の有効利用を促進し、不適切な土砂埋立て等が行われないよう、適正な土砂の処理に努める必要があります。
- ・可を受けて埋立て等を行う者に、土砂発生元証明書等を発行する必要があります。

## 3. 土砂を運搬する方へ

(1) 責務

- ・沿道への粉じんの飛散防止並びに騒音及び振動の低減に努める必要があります。

## 4. 土地所有者の方へ

(1) 責務等

- ・不適切な埋立て等が行われることのないよう、適正な管理に努める必要があります。
- ・埋立て等に同意した土地所有者は、毎月 1 回以上、施工状況を確認しなければなりません。(施工状況の確認は、他の方にしてもらうことも可能です。)
- ・同意した内容と明らかに異なる埋立て等が行われることを知ったときは、直ちに、許可を受けた者に中止又は原状回復その他の必要な措置を講じることを求めるとともに、速やかに、市長へ報告しなければなりません。この義務を怠った場合、当該埋立て等に関して必要な措置を講じるよう勧告や命令を受ける場合があります。

## 5. 命令・公表・罰則など

(1) 命令・立入・公表

- ・市長は許可事業者に対して、災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な措置を講じるよう命じることがあります。
- ・市長はこの条例の施行に必要な限度において、埋立て等を行う者及び土地所有者に対して報告を求めることがあります。また、埋立て等を行う者に対して、立入検査を行います。
- ・市長は命令した場合、命令を受けた者の氏名又は名称、命令の内容を公表いたします。

(2) 罰則

- ・無許可、命令違反など：2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
- ・土砂の搬入報告の義務違反など：50 万円以下の罰金 など